

令和5年度

委託第36号

学校給食センター鼠族・衛生害虫防除業務委託

## 仕様書

おいらせ町 中平下長根山 地内

おいらせ町

本仕様書は、おいらせ町（以下「発注者」という。）が発注する下記の業務に関して、受注者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. **件名** 学校給食センター鼠族・衛生害虫防除業務委託

2. **履行期間** 令和5年4月1日から令和8年3月31日

### 3. **業務内容**

- 1) 受注者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- 2) 受注者は、業務上知り得た機密及び個人情報について、他に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。
- 3) 鼠族・衛生害虫の防除管理・施行を別紙のとおり実施するものとし、内容は次の各号のとおりとする。

なお、鼠族・衛生害虫の生息が認められた場合、随時状況調査及び防除等の対策を発注者と協議し、必要に応じて対応する。

#### (1) **鼠防除等**

- (a) 目視による証跡調査および、無毒餌または毒餌（専用蓋付ボックス又は専用皿に入れて使用）による喫食調査、聞き取り調査、環境調査を行う。

#### (2) **衛生害虫防除等**

- (a) 目視調査、トラップによる調査、聞き取り調査、環境調査を行う。
- (b) 光学誘引式捕虫器の粘着シート及び誘引灯の交換含むメンテナンスを行う。

#### (3) **処置等**

- (a) 鼠、衛生害虫の発生が認められた場合は、随時状況調査及び防除等の対策を発注者と協議・相談の上処置を講じ、駆除の確認を行う。
- (b) 鼠防除、衛生害虫防除の設置個数は別紙を参照すること。

#### (4) **作業従事者の衛生管理遵守事項**

- (a) 業務従事者は、白衣、白帽、マスク及び作業靴を着用し、清潔な状態で作業を行うこと。
- (b) 白衣、白帽、マスク、及び作業靴は、給食室入室前に着替えること。
- (c) 業務従事者の毎月の検便結果を報告すること。

#### (5) **業務実施上の留意点**

- (a) 業務の遂行の際に、調理場職員の作業の妨げにならないよう配慮するこ

と。

- (b) 毎月の防除点検作業について、施設への入室時間は原則として午後 1 時以降とし、それ以外の時間帯に入室する必要がある場合は、事前に給食センター所長の許可を得ること。
- (c) 使用薬剤については、建築物衛生法施行規則に準じ、薬事法上の許可を受けた医薬品・医薬部外品を使用することとし、SDS（安全データシート）を提出するものとする。
- (d) 殺鼠剤、殺虫剤を使用する場合は、人や環境への安全性に十分に配慮すること。
- (e) その他実施に係る安全性の確保について、給食センター関係者に適切な情報を提供すること。
- (f) 防除機器等は、作業前に点検し最良の状態で作業にあたること。

#### (5) 緊急対応

- (a) 防除点検、駆除作業に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

#### (6) 必要経費の負担

- (a) 業務を実施するにあたり必要な電力、使用水、消耗品等の経費は、おいらせ町が負担するものとし、その他業務に必要な経費は受注者が負担するものとする。電気・水道等を使用する場合は、極力節約に努めることとする。

#### (7) 再委託の禁止

- (a) 受注者は、受託した業務の全部または一部の処理を、第三者に委託又は請け負わせてはならない。

### 4. 必要な資格、設備、器具等 なし

### 5. 提出書類

提出書類	提出時期
1) 業務主任担当者届	定めた後速やかに
2) 年間防除施行計画書	契約締結後 14 日以内
3) 着手届	業務着手時
4) 打合簿	業務変更又は確認が必要な都度
5) 毎月の作業実施記録票・モニタリング報告書	実施月の翌月 10 日までに

6) 業務従事者の検便結果	実施月の翌月 10 日までに
7) 完了届	年度末の業務完了後速やかに
8) 請求書	業務報告書を提出の都度

## 6. 代金の支払い

毎月の作業終了後、年 1 2 回の分割払いによるものとし、前金払いは行わない。

## 7. その他

### 1) 労働者の保護等

業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

### 2) 長期継続契約

ア) この契約は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。

(1) ア) の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。

(2) ア) の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

イ) 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。

### 3) 疑義

本仕様書に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。また、業務に関する協議等については、打合簿により行うものとする。